

平成 30 ・ 令和元年度
日本歯科大学新潟短期大学
自己点検・評価報告書

令和元年 7 月

目次

【基準 I 建学の精神と教育の効果】	3
[テーマ 基準 I -A 建学の精神]	3
[テーマ 基準 I -B 教育の効果]	6
[テーマ 基準 I -C 内部質保証]	10
【基準 II 教育課程と学生支援】	13
[テーマ 基準 II -A 教育課程]	13
[テーマ 基準 II -B 学生支援]	21
【基準III 教育資源と財的資源】	30
[テーマ 基準III-A 人的資源]	30
[テーマ 基準III-B 物的資源]	34
[テーマ 基準III-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	37
[テーマ 基準III-D 財的資源]	39
【基準IV リーダーシップとガバナンス】	42
[テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップ]	42
[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]	43
[テーマ 基準IV-C ガバナンス]	45

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I -A-1 の現状>

学校法人日本歯科大学は明治40年の創立以来、建学の精神を「自主独立」、建学の目的を「学・技両全にして人格高尚なる歯科医師の養成」としており、この創設者の精神は、傘下の日本歯科大学生命歯学部、日本歯科大学新潟生命歯学部、日本歯科大学大学院生命歯学研究科、日本歯科大学大学院新潟生命歯学研究科、日本歯科大学附属病院、日本歯科大学新潟病院、日本歯科大学医科病院、日本歯科大学東京短期大学、日本歯科大学新潟短期大学、医の博物館すべての組織に共通するものとして113年を超える年月において脈々と継承されている。日本歯科大学新潟短期大学もこの精神を踏襲しており、建学の精神は「自主独立」である。本学ではこの建学の精神を具体化するために、教育活動のすべてを建学の精神に基づいて定められた教育の理念、教育の目的、教育の目標、アドミッショんポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーに基づいて運営している。

本学では、学則・教育理念などを総合的に参考にして、知識と技術と倫理観すなわち学・術・道を強調したものとしている。本学学則には、その教育理念を「本学は、学校教育法の精神に基づき、歯科衛生に関する専門の知識と技術を教授研究し、高度な歯科衛生士の育成を図ることを目的とする」と規定した。この理念を体して医学の一領域・人体の健康を担当する医療人として、知識と技術と倫理観、すなわち学・術・道を兼ね備えた歯科衛生士を養成し口腔保健衛生の向上に寄与し保健・医療・福祉に貢献することを教育の目的とした。教育基本法は第1条に「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と定めている。本学の建学の精神、教育の理念は教育基本法の目途とする公共性を有しているといえる。また、私立学校法に基づき本学の自主性を尊重しつつ、私立学校全体に対する不信感につながるような異例の事態が発生しないよう、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行うよう取り組んでいる。

建学の精神、教育の理念、教育の目的、教育の目標、アドミッショんポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーは、大学案内、入試要項、本学ホームページ(<https://www.ngt.ndu.ac.jp/jc/>)などにおいて広く学外に対し公表するとともに、学生便覧及びシラバスに掲載して学生と保護者に開示している。建学の精神は新潟短期大学事務室前に掲額し、常に教職員・学生の目に触れるようにしている。また、学内において建

学の精神を共有するための取り組みとして、各学年の新年度オリエンテーション時に建学の精神に基づく教育の理念を説明し周知徹底を図っている。また、保護者に対しても、毎年保護者説明会の際に伝達している。教職員に対しては年度初めの教授会を通して学長から建学の精神に基づく年度方針が述べられ、学内において共有している。

また、教育の質保証を図るため、教務委員会、学生委員会、国試対策委員会、カリキュラム検討委員会において定期的に教育内容を点検している。その後、最終的に自己点検実施委員会及び自己評価委員会で総合的に点検・評価する体制を整備し、本学独自の自己点検・評価を実施し報告書を作成し情報公開している。これらの点検・評価は建学の精神、教育の理念、教育の目的、教育の目標、アドミッショニポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーに基づき実施されている。

[区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I -A-2 の現状>

日本歯科大学新潟生命歯学部の公開講座委員会に本学の教職員が委員として参加して、年2回公開講座を企画・運営している。本学教員を講師として派遣する場合もある。公的機関としては、新潟県内のすべての大学等が加盟する「高等教育コンソーシアムにいがた」が開催した公開講座に講師を派遣し、その運営に本学教職員が参加している。

生涯学習事業としては、日本歯科大学新潟短期大学校友会が卒後研修事業を毎年7月に企画運営している。この事業は新潟県歯科衛生士会の後援により、日本歯科衛生士会の生涯研修認定講習の役割も果たしている。そのため、本学卒業生以外も数多く参加している。

本学では、学外関係者から授業参加の要望があった場合には個別に対応を図っている。現役学生の学習に支障がなければ、原則的に講義の聴講や実習の見学は可能であるが、単位認定は行わない。専攻科に入学することが生涯研修には最も効率的であることを案内している。

短期大学の役割として、社会人の再就職支援のための再教育のセンターとなるコミュニティーカレッジとしての機能が、注目されている。歯科衛生士は結婚や出産を機に離職する者が多く、資格保有者数に対して就労者数の割合が低い。この社会的問題を解消し、歯科衛生士の適正配置を図るには、育児や介護を行なながらでも就労できる社会的環境整備が不可欠である。卒業生に対しては進路指導委員会が窓口となり、再就職支援や再就職に向けた知識・技術面の支援を基礎実習室の開放などで個別に対応している。個別対応は、日時や回数の指定がある生涯研修や再就職支援の講習会より、受講者にとっては自由度があり、利便性が高いと思われる。一方、系統的に学び直しをしたいのであれば、専攻科で学ぶことが生涯学習としても最も効率的であることを本学卒業生・他校出身の歯科衛生士

にも広報している。

新潟県内の各市町村が主催して開催する健康イベントでは、ボランティア参加を要請されて教員と学生が参加している。歯科医師会からは「歯と口の健康週間」事業に学生ボランティアの参加要請があり、日程の合うところに参加している。「高等教育コンソーシアムにいがた」にその設立準備段階から参加し、新潟大学歯学部口腔生命福祉学科、明倫短期大学とともに「歯科系タスクフォース部会」を設置して、歯科衛生士や歯科技工士の社会的認知度向上と入学志願者増加のための活動を行っている。

また、地区歯科医師会と連携して高校へ訪問し、希望者に対する進学相談会を3大学が合同で開催している。その他にも、新潟県教育委員会主催の中学生や高校生を対象として進路選択の紹介をする専門高校メッセに歯科系タスクフォースとしてブースを出展し、歯科衛生士・歯科技工士の職業紹介を行った。新潟県、新潟県教育委員会、新潟市、新潟県歯科医師会などと会合を持ち、歯科衛生士養成校がどのように社会に貢献できるかを話し合っている。

さらに学校歯科医と連携して成長期の子どもに対する歯科口腔保健の指導や教育を行う方法を模索しており、すでに幼稚園・保育所や小学校と連携して歯科保健指導を行い、体系化を検討している。

ボランティア参加は歯科系だけではなく、日本歯科大学新潟生命歯学部、新潟病院とともにがん患者支援のチャリティーイベントのリレー・フォーライフ・ジャパンにいがたに毎年参加している。

震災地へのボランティア参加は今まで活動があったのは教員のみであり、東日本大震災の被災者が避難している体育館や公民館へ行き、被災者を慰問するとともに避難所における口腔清掃の仕方や入れ歯の手入れなどについての相談を受けて歯科保健指導を行っている。

これら数年間の実績の積み重ねにより、新潟県内の市町村や地区の歯科医師会から、健康イベントへの学生ボランティアの参加要請がなされるところまで地域との連携を深めてきた。各種イベントは企画段階から本学教員が参加しており、学生にそのイベントの意義・目的・実施内容などを説明して、ボランティアを募集している。活動は、教員が引率と主催者との連絡や交渉にあたる体制をとっている。本学単独事業の場合は、プロジェクトごとに学生委員会や進路指導委員会が中心となってチームを組んで対応している。

＜テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題＞

自己点検・評価の規程も組織も整備されているので、今後も遅滞なく自己点検・評価を行う。教育の理念、教育の目的、教育の目標、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーなどの見直しを継続して行う。時代の求めに応じた教育の質を保証するためにはこれらの大胆な変更を厭うものではない。現在のところ平成18年以降の変更は行っていないが、学生の質の変化に対応する弾力的な運用の検討が必要である。

[テーマ 基準 I -B 教育の効果]

[区分 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えてい
るか定期的に点検している。（学習成果の点検については、基準 II -A-6）

<区分 基準 I -B-1 の現状>

本学学則には、「その目的を「本学は、学校教育法の精神に基づき、歯科衛生に関する専門の知識と技術を教授研究し、高度な歯科衛生士の育成を図ることを目的とする」と規定している。この目的を体して、医学の一領域・人体の健康を担当する医療人として、知識と技術と倫理観、すなわち学・術・道を兼ね備えた歯科衛生士を養成する。

本学では、教育の目的を以下のように定めている。

[歯科衛生学科]

教育の理念（知識・技術・倫理観）を具現するために、一般教養と歯科の基礎と臨床に関する最新の講義と実習を行い修得させる。これにより、歯科衛生士として地域社会に通用する人格、技能及び使命感を有し、口腔保健衛生の向上に寄与する人材を養成するとともに、保健・医療・福祉に貢献することを目的とする。

[専攻科歯科衛生学専攻]

専攻科歯科衛生学専攻では、歯科衛生学科で学んだ基礎的知識の上に、歯科衛生士としてさらに専門的知識及び高度な技術を修得して応用能力を備えるとともに学士（口腔保健衛生学）の学位を取得して、指導者となり得る歯科衛生士を育成することを目的とする。

[専攻科在宅歯科医療学専攻]

要介護高齢者に対する口腔衛生管理により、嚥下性肺炎の発症率が減少することが報告されている。一方、要介護高齢者の約7割が何らかの歯科治療が必要であるにも関わらず、実際に歯科治療を受けた者は3割に満たない状況にあるという調査結果があり、要介護高齢者に対する訪問歯科診療の必要性が叫ばれている。

日本歯科大学新潟病院では、昭和62年から地域の要請により、大学では初めて在宅歯科往診チームを設立し歯科訪問診療を実施している。これから歯科衛生士は、在宅歯科医療における安全で高度な歯科医療の提供に必要な知識はもとより、専門的口腔衛生の管理、咀嚼機能の向上、筋機能訓練、摂食・嚥下機能の獲得などの専門的知識・技能・態度の習得が必要であり、歯科衛生士の業務を臨床の場で学ぶことにより、歯科訪問診療のプロフェッショナルを育成することを目的とする。

[専攻科がん関連口腔ケア学専攻]

近年、がん治療の現場では、がん患者の劣悪な口腔環境が関連した様々な合併症により、治療完遂率の低下や入院期間の延長、QOL の低下が生ずる事が問題視され、患者の口腔衛生環境の改善、保持と歯科的管理の重要性が増している。特に周術期や抗ガン剤化学療法、放射線治療、造血幹細胞移植等における感染症予防、口腔粘膜炎軽減策としての口腔ケアと口腔機能管理は重要となりつつある。このため歯科衛生士を含む歯科医療従事者は、がん患者の治療や合併症、様々な全身的なリスクに関する知識と口腔の状態、機能に関するアセスメントを含めた口腔機能管理・口腔ケアに関する知識と技術の修得が求められている。本専攻科は、実践的な臨床の現場における研修を通して、診療所または急性期病院において、多職種と連携して、がん患者の口腔機能管理・口腔ケアを担う専門的知識と技能を具備した歯科衛生士を育成することを目的として設置する。

全学科・専攻課程共通の教育目標を以下のように定めている。

- ①人の関わりを通して、相手を尊重した対応ができる。
- ②社会人として自らの健康を守り、調和のとれた豊かな人間性を養う。
- ③医療チームの一員として周囲と協調すると共に、リーダーシップをもって地域社会に貢献できる能力を養う。
- ④社会のニーズに対応し、歯科衛生士としての使命感に基づいて自己研鑽ができる能力を養う。

各教科の担当者にシラバス作成時、学科・専攻課程の教育目的・目標を基盤とした授業構成を年度末に依頼しており、各授業の一般目標や到達目標に学習成果が反映されている。各授業担当者は初回授業時に再度口頭で学生に伝えるようにしている。教育理念・目的・目標は、本学ホームページ (<http://www.ngt.ndu.ac.jp/jc/philosophy>) や大学案内などで広く外部に対し公表している。学生に対しては、オリエンテーション時に学生便覧及びシラバスに掲載した文章を提示し、教育目的や教育目標を伝達し、新入生の保護者に対しても、保護者説明会を行い、学科長より伝達している。毎年新年度に配布しているシラバスに掲載し、常に学生が手元において見られるようにしており、学生便覧は、教職員にも配布して学生指導の基準としている。

また、「教育目標」は各学年の教室内の教壇横の壁面に掲示し、常に学生あるいは授業担当者の眼に触れられるようしている。さらに、教育目標は短期大学案内にも記載し、本学入学を希望する生徒にも提示している。教育目的や教育目標についての見直しは、平成 17 年度以降毎年、自己点検実施委員会及び自己評価委員会において見直しを行っている。平成 21 年度には歯科衛生学科の教育目標の「歯科保健衛生」を「口腔保健衛生」と改めた。平成 25 年度には、新設された臨床系専攻科 2 科の目標を策定し、専攻科全体の教育目的・教育目標の見直しを図った。

「建学の精神」に基づき「教育目標」を実現するために、本学のアイデンティティーをどこにおくか定め、その方針を FD・SD 委員会による研修会を行って教職員に周知徹底し、実現のための体制を整備している。また、前述のとおり各学年の教室に「教育目標」を掲げ、日頃から学生の目につく場所に掲示を行い周知している。平成 23 年度からはアドミッ

ションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーをFD・SD委員会で検討して教授会で採択された後にシラバスに掲載している。特に、卒業生の質の保証という観点から、すべての教育活動はディプロマポリシーの実現に帰結し、これが各種の問題に対する判断基準となることを教職員及び学生が認識するよう確認作業を行っている。具体的には、本学をどのような大学にして、どのような卒業生（歯科衛生士）を輩出するのか、逆にどのような学生は進級できないのか、社会や地域住民にどのように貢献していくのか、他の歯科衛生士養成機関と比較して本学の特徴はどこにあるのか、個々の問題を解決するためには具体的な手順をFD・SD委員会が中心となって検討し、さらに学生による授業評価の結果から教育目標に基づき見直しをしている。オープンキャンパスや進学説明会等で進学希望者に対し、本学の求める歯科衛生士像について説明しており、本学学生に対しては、授業の場を利用して科目の学習目標と教育目標を関連付けて説明している。また、臨床実習に対しては、病院連絡会議を開催し説明している。

引き続き、定期的なこれら方針等の内容の全面的見直しを図り、建学の精神がすべての目標につながるよう努めてゆく。

[区分 基準 I -B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I -B-2 の現状>

本学では、建学の精神、教育理念及び各学科の設置目的を踏まえながら、その具現化に向けて教育目標を定めて教育を行った結果、学生一人ひとりが得た教育の、基本方針に沿った学びの成果が学習成果であると考えている。このため、重要なのは、建学の精神に基づく三つの方針である卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（CP：カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（AP：アドミッション・ポリシー）であり、その中でも卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）が、学生が卒業までに身に付ける学びの成果であると位置付けている。以上のことから、建学の精神『自主独立』に基づく卒業認定・学位授与の方針（DP：ディプロマ・ポリシー）のもとで各教科の目標を明記し、学科・専攻課程の学習成果をシラバスに反映させるよう授業担当者に周知をしている。シラバス作成時には、学科・専攻課程の教育目的・目標を基盤とした的確な授業構成、各授業の一般目標や到達目標に基づいた学習成果が反映するよう依頼している。定期試験や授業ごとの小テスト、実技試験、OSCE（客観的臨床能力試験）、病院臨床評価を実施し、評価結果をすべてデータ化したうえで事務室管理をしている。また、年度末ごとに成績優秀者は短期大学事務室に掲示を行い表明し、学術奨励賞受賞者には年度初めの教授会で授与式を行っている。専攻科においては、年度末に開催されている歯科衛生研究会で研究成果を発表することを必須条件としており、歯

科衛生研究会には多くの教職員と在校生が参加し、公表を行っている。

全ての教科について、学期末に教員及び学生に対してマークシート方式の自己評価・教員評価を行い、データ化して科目担当者にフィードバックを行っている。

学生の成績については教授会にて厳正なる審査を行い、学生が学習目標に到達しているかを確認している。

日本歯科大学新潟歯学部附属歯科専門学校（歯科衛生学科）時代を含め、創立以来、歯科衛生士国家試験において、新卒受験者はすべて合格している。これまでに不合格者を出していないことは、学習成果が目標レベルに到達していることを表す。

専攻科（がん関連口腔ケア学専攻、在宅歯科医療学専攻）修了者は、歯科衛生士として指導的立場を担い、日本歯科大学新潟病院をはじめとして歯科衛生学科学生の教育や歯科衛生士の資質や社会的地位向上、そして地域住民に貢献すべく活躍している。

専攻科（歯科衛生学）修了者は、修了レポート（学修成果）の審査を受けて大学改革支援・学位授与機構から4年制大学卒業と同等となる「学士」を授与されており、学習成果は日本歯科大学新潟短期大学歯科衛生研究会で発表し、歯科医師、研究者、歯科衛生士、他の医療関係者、学生などから評価を受けている。

学習成果の定期的点検は、国家試験の合格率、全国模試、識別指数による問題の適正の判定、各教科の成績評価や臨床実習先からの評価、卒業生の就職先からの評価で行っている。社会のニーズを把握したうえで、今後も学習目標・学習内容が適切であるかを振り返り、更なる充実を図る。また、教学マネジメントの確立にあたり、今後も日常的な点検・評価を実施する。

[区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的に議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I -B-3 の現状>

三つの方針である「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」「教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）」「入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）」は建学の精神を基盤として教育理念・教育目標とともに一体化して定められている。

三つの方針は、FD・SD委員会、運営委員会、教授会で審議を経て策定し、学則において教育課程は体系的に編成するものと規定され、シラバス、学生便覧シラバス、ホームページ等に掲載されている。それぞれ関連する法令（学校教育法、歯科衛生士法、歯科衛生士学校養成所指定規則、短期大学設置基準等）を適宜確認し法令遵守に努めている。法令等の変更は、各関連官庁からの法改正等による通達及び事務連絡を適宜確認している。関連事項の通達がある場合、学則変更等を行い、法令遵守に努めている。卒業認定・学位授与

の方針に基づき教育課程編成・実施の方針に従い科目を配置しており、教員は担当科目的教育を通じて「学位授与の方針」が達成できるよう教育している。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

教育の目的・目標に関しては、臨床実習において連絡会議を開催しているが、十分とは言えない。全ての学年において、学習成果としての表明を明確に示す必要がある。加えて、卒業生の動向等について総合的評価を充実させながら、学習成果を明確にする必要がある。

また、新卒者の国家試験合格率 100%の実績をさらに継続するため、個々の学生に対応したきめ細やかな学習指導を行う。模擬試験や統合試験の結果から各学生の学力を把握し、学力に応じた個別指導を強化していく。

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

本学の各種委員会のなかに、自己点検実施委員会及び自己評価委員会を設置し、委員会規程に基づき実施している。その他の委員会として運営委員会、教務委員会、学生委員会、進路指導委員会、病院実習教育検討委員会、入学者選抜実施委員会、第三者評価運営委員会、倫理委員会、広報委員会が、小委員会として国試対策委員会、OSCE 委員会、FD・SD 委員会、プラッシュアップ委員会、カリキュラム検討委員会がありそれぞれの課題や改善項目に対し討議すると共に日常的に自己点検・評価を繰り返し内部質保証の向上に積極的に取り組んでいる。

定期的な自己点検・評価としては学生と教員に対する授業評価アンケート、卒業生アンケートを実施している。この結果を運営委員会、教務委員会、学生委員会、進路指導委員会、病院実習教育検討委員会さらに教授会の中で検討し課題の抽出、改善を行っている。また、専任教員は年度末に活動状況報告書を提出し、教員評価を実施している。教員評価の審査・評価項目は①教育業績、②研究業績、③診療実績、④学内業務、⑤社会的活動について毎年実施し、自己点検・評価の資料として活用している。

自己点検・評価報告書は事務室に設置され、申し出に応じて自由に閲覧できる体制となっている。なお、平成 21 年度及び平成 27 年度に短期大学基準協会による第三者評価を受審し、「適格」と認定された。

自己点検・評価には自己点検実施委員会及び自己評価委員会が主に関わるが、運営委員会、教務委員会、学生委員会、進路指導委員会、病院実習教育検討委員会、カリキュラム検討委員会、などとも連携して行っている。専任教員と事務職員はいずれかの委員会に属しているので、全員が自己点検・評価に必然的に関わっていることになる。

自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取については毎年、実施している高校訪問や進学説明会の際に進路指導担当教諭から直接本学に対する意見を聴取するとともに、担当教諭からの高等学校からの意見を取り入れている。

自己点検・評価の結果から得られた課題に対しては、可能な限り迅速に対応している。特に平成27年度に受審した第三者評価で指摘された項目については既に改善済みである。具体的な項目としては、シラバス内容の改善が挙げられる。シラバスの作成においては、コアカリキュラムや歯科衛生士国家試験出題基準に準拠しているかを確認し、授業概要の充実のためより詳細な内容記載と各科目間での統一を図っている。日本歯科大学新潟短期大学の目標、教育の理念、教育の目的、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー、年間教務予定、授業区分、授業責任者、単位数、授業の概要、教科書、参考書、一般目標、行動目標、学習方略、成績評価方法、評価割合、授業時間外の学修、メッセージ、連絡先、オフィスアワーなどを明記し、学生が学習の内容と課程を容易に理解できるよう記載様式も統一した。学生はシラバスを携帯して授業で利用している。また、年度開始前に、専任教員と非常勤教員が全員参加して、授業担当者連絡会議を開催し、教育に関わる注意事項を伝達するとともに、授業担当者と意見交換をして、教育方針を統一するとともに、今後の改善点を見出している。なお、シラバスは学生に配布するとともにホームページ上でも公開している。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

学習成果を焦点とする査定法については、学習成果をシラバスに明記し、授業責任者が評価基準に基づき客觀性、厳格性ならびに公平性を確保する姿勢で成績評価を行っている。また、学生に対して授業アンケートを実施し、集計結果を取りまとめ、レーダーチャート形式で視覚的にも理解しやすいよう授業責任者にフィードバックしている。さらに、教員対象の授業アンケートも同時に実施し、学生との認識の相違や授業の課題を明確にするようにしている。歯科衛生士養成機関としては、国家試験合格率も学生の歯科衛生学科としての学習成果を査定する重要な指標になっていると考えられる。本学では平成30年度も国家試験合格率100%を維持しており、学習成果は達成できているものと考えられる。本学教員が作成する評価試験、卒業試験、外部業者の模擬試験や国家試験対策の講義や個別指

導の設定などを行い、学生ごとの学習成果としての成績を査定とともに、全体成績の経時的・経年的変化の分析を行い学習成果の検証を実施している。

歯科衛生学科は専門医療職として社会に貢献することを前提としているため、専門知識の修得と共に知識に裏付けされた専門的な技術の修得が求められるため、実習教育が重要である。本学では第2学年10月から第3学年9月にかけて日本歯科大学新潟病院における病院実習を行っている。この実習における学習成果の査定は新潟病院作成の評価基準に則り、各診療科の指導担当歯科衛生士が評価している。また、病院実習開始6か月と終了時には学生を対象とした病院実習アンケートを行い今後の病院実習課題として検討している。

これらの手法は、教務委員会、学生委員会、病院実習検討委員会などで毎年点検し検討し、教授会で報告している。

本学では、教育の向上・充実のために自己点検・評価報告書や各種アンケート調査結果をPDCAサイクルとして活用している。全専任教員を対象に担当講義・実習の終了時に授業アンケートを行い、学生からの評価を得てフィードバックしている。それにより、教員はどの項目の評価が低いのかを知ることができ、授業改善に用いることができる。また、同時に教員へのアンケートもを行い、教員自身の授業に対する自己評価を行い今後の授業方法の検討、改善に役立てている。

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などの確認と、各種法令については文部科学省通達やホームページで確認し、教授会で情報を共有のうえ遺漏のないように努めている。

<テーマ 基準I-C 内部質保証の課題>

本学委員会には運営委員会、教務委員会、学生委員会、進路指導委員会、病院実習教育検討委員会、入学者選抜実施委員会、第三者評価運営委員会、自己点検実施委員会、自己評価委員会、倫理委員会、広報委員会があり、小委員会として国家試験対策委員会、OSCE委員会、FD・SD委員会、プラッシュアップ委員会、カリキュラム検討委員会があり、各委員会規程に基づき実施されている。それぞれの課題や改善項目に対し討議し内部質保証の向上に積極的に取り組んでいる。専任教職員は複数の委員会に関わり、教授会では委員会報告を行い情報の共有をしている。今後も全教職員が積極的に委員会活動に参加し、学習環境の改善と向上を継続したい。特に今後はFD・SD委員会の積極的な活動を行い教職員の資質向上に努めたいと考えている。また、シラバスの内容をより充実させ、教育プログラムについても科目、カリキュラム構成の点検と検討を継続する必要がある。また、社会的な要求と学生の能力や基質を総合して、ディプロマポリシーに合致するような人材を育成していくために、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを定期的に見直し、学習成果については、今後ループリック評価表をより効果的に活用することで、これまでの評価内容の妥当性の検討を行いたいと考えている。また、第2学年後期～第3学年前期にかけ行われている新潟病院実習において導入しているポートフォリオについては、今後も毎週の振り返りを記録させ集積し、現場の歯科衛生士によるフィードバックを継続したい。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
①学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
- (3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

学則に教育過程及び履修方法等、試験、卒業の認定及び短期大学士の学位授与、専攻科などを定め、学生便覧に詳細を示している。

授業担当者連絡会議を開催してカリキュラムの変更点を共有し意見交換を行っている。教員は学生から授業評価を受け、その結果は学長から各教員に伝達され、教育内容・方法の改善に努めている。アドミッションポリシーに適合する学生を入学させ、カリキュラムポリシーに基づいてディプロマポリシーが達成できるように教育を行っている。

最終の目的は歯科衛生学を学ぶことではなく、学んだ成果で歯科衛生士国家試験に合格して歯科衛生士となり、地域住民からの信頼を得て社会貢献することが目的である。学生は、学生同士で励ましあって学習し、歯科衛生士となって社会に旅立つことを目指している。

卒業要件は、3年以上在学し、93単位以上を修得し、かつ卒業審査に合格しなければならない。教授会の議を経て、学長が卒業を認定する（学則第7章第29条、第30条）。

また、学生納付金は所定の期日までに納入しなければならないと本学学則に規定されている（学則第8章第33条）。また、授業料未納の者は受験を許可しないと学則及び学生便覧それぞれに明記されている。学生に対しては、入学時オリエンテーションで教務課長から学生便覧を示して周知を図っている。

また、平成24年度からは入学式終了後と病院実習開始前の登院式終了後の2回保護者説明会を開催し、ディプロマポリシーとそれに到達させるカリキュラムポリシーを説明している。特に進級と卒業の基準ならびに歯科衛生士国家試験に合格するまでのカリキュラムについてはクラス主任・副主任からも再三周知を図っている。

学則第31条により、本学を卒業した者には、日本歯科大学新潟短期大学学位規則の定めるところにより、短期大学士（歯科衛生学）の学位を授与する。

平成26年度にはコアカリキュラムを全教員に示し、教育内容の漏れがないかを確認し、カリキュラムに反映した。その後の改定においても、同様に見直しを図っている。

授業内容については授業担当者懇談会を開催し、問題点等について全教員の意思統一を図っている。特に成績管理や授業時間の確保、成績評価基準について意見交換を行っている。

[専攻科歯科衛生学専攻]

1年以上在学し、講義ならびに実習で31単位以上を修得する。所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。

この専攻科は、大学改革支援・学位授与機構による認定専攻科であり、専攻研究を行って研修修了レポートをまとめ、大学改革支援・学位授与機構に学位認定審査の申請を行う。諮問の後、合格すると学士を授与される。専門的に歯科衛生士業務を自ら学ぶとともに、歯科衛生士養成の指導者となるための教育が行われている。

[専攻科在宅歯科医療学専攻]

1年以上在学し、講義ならびに実習で31単位以上を修得する。所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。学習成果は、日本歯科大学新潟短期大学歯科衛生研究会において発表され、在学生や教職員との質疑応答を行っている。

[専攻科がん関連口腔ケア学専攻]

1年以上在学し、講義ならびに実習で31単位以上を修得する。所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。

講義・実習のみならず外部研修先の指導者からの評価を受け、総合的に単位認定を行っており、学習成果は、日本歯科大学新潟短期大学歯科衛生研究会において発表され、在学生や教職員との質疑応答を行っている。

短期大学士の学位については、学校教育法の学位規則、及び短期大学設置基準により定められた学位であり、本学で取得した単位は他大学への編入学時に単位互換性を有しており、その後の進学に適用することからも社会的通用性を持つと考える。

卒業認定・学位授与の方針について、卒業認定は、教授会の意見を経て学長が決定しており、学位授与の方針も建学の精神、教育理念、教育目標と関連を含め、適宜点検・評価を行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・教育課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める

努力をしている。

- ③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑤ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

＜区分 基準Ⅱ-A-2 の現状＞

日本歯科大学新潟短期大学の歯科衛生学科は、学校教育法、短期大学設置基準、歯科衛生士養成所指定規則に基づいた専任教員数や校地・校舎の面積などの教育環境、教育課程、専任教員の資質能力、施設設備などを遵守している。専攻科歯科衛生学専攻は、大学改革支援・学位授与機構の審査を受けて認定専攻科となっている。

歯科衛生学科では、歯科衛生士学校養成所指定規則において、基礎分野（科学的思考の基盤、人間と生活社会の理解、10単位）、専門基礎分野（人体の構造と機能 4単位、歯・口腔の構造と機能 5単位、疾病の成り立ち及び回復過程の促進 6単位、歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み 7単位）、専門分野（歯科衛生士概論 2単位、臨床歯科医学 8単位、歯科予防処置論 8単位、歯科保健指導論 7単位、歯科診療補助論 9単位、臨地実習（臨床実習を含む。） 20単位）、選択・必修分野（A群4単位以上、B群3単位以上 計7単位）、合計93単位の履修が定められており、修学期間は3年で短期大学士を取得する。

認定専攻科では、1年以上在学し、講義ならびに実習で31単位以上を修得する。所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。専攻研究を行って研修修了レポート（学修成果）をまとめ、大学改革支援・学位授与機構に学位認定審査の申請を行う。諮問の後、合格すると学士を授与される。

カリキュラムは綿密に構築されており、学習の内容と課程がすべて記載されたシラバスを学生は各人が携帯して授業で利用している。シラバスには日本歯科大学新潟短期大学の目標、教育の理念、教育の目的、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシー、年間教務予定、授業区分、授業責任者、単位数、授業の概要、教科書、参考書、一般目標、行動目標、学習方略、成績評価方法、評価割合、授業時間外の学修、メッセージ、連絡先、オフィスアワーなどが明記されている。

シラバスの作成においては、コアカリキュラムや歯科衛生士国家試験出題基準に準拠しているかを確認している。

年度開始前に、専任教員と非常勤教員が全員参加して、授業担当者連絡会議を開催し、教育に関わる注意事項を伝達するとともに、授業担当者と意見交換をして、教育方針を統一するとともに、今後の改善点を見出している。

日本歯科大学新潟短期大学は歯科衛生士の養成機関である以上、ディプロマポリシーに

記載する通りに歯科衛生士国家試験に合格できる学力を修得することが実質的な卒業要件である。この点においては、30年以上にわたって新卒者で歯科衛生士国家試験を不合格になった者がいないという実績で証明されている。

「公欠扱い以外の理由で各科目の授業時間数の1/3以上を欠席した者。実習は授業時間数の1/4以上を欠席した者。」は、学年末に実施する定期試験が受験停止となる。試験における不正行為と処分については、日本歯科大学新潟短期大学学生指導規程及び日本歯科大学新潟短期大学不正行為取扱規程に規定されており、また学生便覧にも記載し、オリエンテーションなどで説明している。

成績の評価は59点以下（不可）、60～69点（可）、70～79点（良）、80～89点（優）、90～100点（秀）の5段階で行う。

各科目では60点以上で単位を認定するが、全科目の総合平均点が65点未満の場合や、60点未満の科目が所定数を超えた場合、正当な理由がなく全授業時間数の1/3以上を欠席した場合は、留級となる。

病院実習は第2学年後学期と第3学年前学期の1年間実施される。従って第2学年は前学期の講義と実習による成績と後学期の病院実習等の成績により進級判定が行われる。第3学年前学期は病院実習と授業試験により成績が算定される。第3学年後学期には統合試験を実施し、形成的評価を行うとともに、個々の学生の弱点を解析し、個別指導に役立てている。問題は識別指数を算出し、問題の質、教授内容や方法などを検討して、必要な場合は教員に改善を求めている。統合試験は統合講義の内容の理解度を判定するものであり、その成績は第3学年後学期の成績となる。第3学年は、この前学期と後学期の成績により単位認定が行われる。単位が認定された場合は、ディプロマポリシーに掲げた「国家試験に合格する知識と安全に配慮した的確な技能を有する。」を充たしているかを卒業試験によって確認し、日本歯科大学新潟短期大学を卒業するに値すると認められた場合にのみ、歯科衛生士国家試験を受験することができるシステムをとっている。

成績評価は、シラバスで掲載されているように科目ごとに評価項目・評価基準を明記し、その基準によって評価を行っており、短期大学設置基準に則るものである。再試験の受験者数や評価の割合は、教科によってやや差が認められるため、試験内容・評価方法の適正化と卒業生の質の保証について、本学全体の課題として対応していく必要があると考えている。

歯科衛生学科及び専攻科のシラバスにおいて、一般目標、到達目標、成績評価方法、評価割合、授業時間数、授業時間外の学修、教科書・参考書等の記載を行い、メッセージ等の記載も行っている。シラバスの活用方法についても入学時に説明を行い、常に持参するよう指示している。

歯科衛生学科生及び専攻科生は授業支援システムによってインターネットを経由して資料の閲覧、レポートの提出、担当教員への質問等が可能な体制が確立している。

本学では、各教員の経歴・業績を基に、短期大学設置基準の資格条件を満たす教員を適切に配置している。

本学では地域社会の保健・医療・福祉に貢献できる能力を持つ事をディプロマポリシーに掲げており、歯科にとどまらず介護・看護のできる歯科衛生士育成のための教育を目指

している。そのため、介護・看護教育については、外部講師による専門分野の授業に取り組んでいる。また、歯科衛生学科・専攻科に関わる教員は、様々な研修会や他大学における教育にも積極的に参加し研鑽を積み、学生とともにスキル向上に努め、学生からの卒業アンケート調査などの結果も参考にし、学生の習熟度に合わせたカリキュラムプランを各授業担当者が検討している。なお、授業に使用される教材についても教務委員会でチェックを行い、最新教本の購入検討を担当者へ確認している。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

本学は、建学の精神、教育理念並びに各学科の設置目的を踏まえながら、その具現化に向けて教育目標を定めて教育を行った結果、学生一人ひとりが得た教育の、基本方針に沿った学びの成果が学習成果であると考えている。建学の精神『自主独立』に基づく卒業認定・学位授与の方針(DP:ディプロマ・ポリシー)のもとで各教科の目標を明記し、学科・専攻課程の学習成果をシラバスに反映させるよう授業担当者に周知をしている。シラバス作成時には、学科・専攻課程の教育目的・目標を基盤とした的確な授業構成、各授業の一般目標や到達目標に基づいた学習成果が反映するよう依頼している。歯科衛生士の養成を目指すが、専門領域のみならず幅広い教養を培うため、教養分野もカリキュラムへ反映させている。具体的には、第1学年における「コンピュータ演習」、「コミュニケーション演習」、「国語表現法」、「英語」、第2学年における「ケアコミュニケーション演習」など、ICTを活用したプレゼンテーション能力の育成を図るとともに、人間関係における尊重すべき事項を学ぶ環境を整えている。専門科目と教養科目いずれにしても、具体的な成績基準を、評価方法を明確にし、評価している。授業終了後には、「学生による授業評価」を行い、学生からの授業に関する意見を参考にし、次年度への改善事項としている。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

本学の平成30年度専任教員の構成は、全14名のうち、歯科医師3名、歯科衛生士8名と歯

科専門職の割合が約8割となっている。そのため、入学時から卒業まで一貫して歯科衛生士に関する職業教育を実施する事が可能である。その他にも専任教養科目担当者もいることから、教養科目も十分実施し、教養科目と専門科目の連携を図ったカリキュラム構成を行っている。

第1学年前期には、様々な場で活躍する本学卒業生からの講義や、早期現場体験として本学併設の新潟病院にて実際の現場を体験させ、より明確な歯科衛生士像、職業人としての意識を持てるよう取り組んでいる。

その成果として、就職率100%、開学以来歯科衛生士国家試験合格率100%を達成していることからも十分に成果を示していると考えられる。さらに卒業生の就職先へのアンケート調査を行い、その結果をもとに学習の効果を測定・評価し改善へと繋げている。

[区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5 の現状>

入学志願者に対しては、本学大学案内に建学の精神、教育理念、教育目標、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを掲載しており、ホームページ上でも閲覧が可能である。また、入学時には調査書の提出を必須とし、入学前の学習成果の把握を行っている。

本学の入学者選抜の方法は、AO入学試験、推薦入学試験（指定校制、公募制）、社会人入試、一般入試（大学入試センター試験利用）、一般入試の5つとなっている。入学志願者への明示方法は、入学試験要項に示していることは勿論、ホームページ上、各種入試関係の公開雑誌や新聞広告などで公開している。また、高校訪問の際には当該高校出身の学生の状況がわかる資料を作成して持参し、高校の進路指導担当者に入試状況を含め説明して質問に答えている。

本学のアドミッションポリシー

- ①歯科衛生士になりたいと希望し、本学で学びたいという強い意欲をもつ人

- ②積極的に学ぼうとする人
- ③思いやりと協調性をもって行動できる人
- ④自分の行動に責任がもてる人
- ⑤笑顔でありきつできる人

選考基準を明確に設定し、志願理由書、調査書、面接、小論文、集団討論、大学入試センター試験成績などにより、総合的に評価している。入学試験の合否は、合格審査判定会議において総合的に公正かつ適正に判定している。

また、入学金・授業料等学納金など、必要経費の情報についても入試要項、ホームページ等において明示している。本学におけるアドミッション・オフィスは短大事務室が担っている。高大連携においてはオープンキャンパスでの説明、高校訪問における進路指導者との面談、業者主催の大学説明会、高校内進路説明会、高等教育コンソーシアムにいがた情報発信部会の合同進学説明会、同歯科系タスクフォース部会の社会貢献・地域連携活動など様々な機会で歯科衛生士という職業の社会的意義や将来像、歯科衛生士となるために入学する日本歯科大学新潟短期大学のアドミッションポリシーを説明している。

オープンキャンパスでは、在学生が自分の体験をまじえて進路の選択、入学、入学後の学生生活を来場した高校生や保護者に説明し、学生生活や勉強方法などについて懇談しており、個別相談の時間も設定し、学生の質問へ対応している。なお、入学志願者の電話、メールなどによる問い合わせに対しては、入学者選抜実施委員会が中心となり適切に対応している。また、高校訪問において本学に求められる対応について定期的に聴取し点検を実施している。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

各授業責任者に対し、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーのどの部分に該当するかを意識した授業構成を依頼し、授業項目では、コアカリキュラムの該当番号を入力し、毎回の授業目標設定を行っている。学習成果の測定方法についても評価方法を具体的に記載し、その割合についても明確化しており、筆記試験、実技試験、レポートなどにより、量的・質的に測定可能としている。なお、学生の成長を促すために、定期試験結果のみならず、毎時間ごとの小テスト、レポート、グループディスカッションなども重要視し、学生の日々の努力を可視化できるよう、総体的な成績評価を行っている。学生へは、カリキュラムツリーを提示し、前期、後期、通年にわたり学習成果を獲得できるよう授業を計画している。

[区分 基準 II-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準 II-A-7 の現状>

歯科衛生士国家試験合格率は開学以来 100%を維持しており、この事は学習成果の獲得状況の客観的指標としてとらえている。例年、国家試験終了後に、受験者を再度集め、自己採点を行わせると同時に、授業担当者自身による国家試験分析を実施し、本学学生の正答率の低い問題を分析したうえで、次年度の国家試験対策につなげている。模擬試験は第 2 学年から取り入れ、学生の苦手分野の抽出を行い、学生面談、保護者説明、早期補習を行っている。国家試験に向けての意識づけは、第 1 学年、第 2 学年においても総合試験を取り入れ、学習の定着度を評価している。なお、学術奨励賞選考や学習計画の指導においては GPA を適用している。

学生調査および雇用者への調査については、卒業時アンケート調査やステークホルダー調査を行い、よりよい学習環境づくりに活用している。また、学長懇談会も開催し、学校に求めるものなど学生から意見を聴取し、その意見を可能な限り実現できるよう努力を重ねている。第 1 学年から第 3 学年までの学習成果の一つである、国家試験合格率 100%について、本学ホームページ、大学案内に掲載し広く公表しており、専攻科生に関しては、1 年間の学習成果を歯科衛生研究会にて公表している。

[区分 基準 II-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聽取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準 II-A-8 の現状>

平成 26 年度にステークホルダー調査を行い、本学卒業生に不足する技術・知識に関して回答を得ている。本学における不足部分はコミュニケーション技術であるという課題から、第 1 学年にコミュニケーション演習を授業に取り入れ、医療従事者に欠かせないコミュニケーション技術の習得に力を入れている。なお、第 2 学年においても選択授業にケアコミュニケーションを開講し、より臨床に即した技術習得を目指している。今後も、定期的なステークホルダー調査を実施する予定である。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

社会が歯科衛生士に期待する内容と役割が、時間とともに変化しており、この社会の要求の方向を見据えて、数歩先に教育内容を変化させていかなければならない。

小規模な短期大学であるがゆえに教職員は話し合いを重ねることができ、感性を研ぎ澄まして情報収集し、研鑽を積んで時代の変化にいつでも対応できるよう準備している。日本歯科大学新潟生命歯学部と同じキャンパスにある事に加え、併設されている新潟病院の歯科衛生士との連絡会議を開催し、情報共有を行っている。教員も新潟病院の臨床教育に参加しているので、最新の医療情報を得ることができる環境にある。

社会が求めるものと入学してくる学生の能力や基質を総合して、ディプロマポリシーに合致するような人材を育成していく。その過程において判断基準となるアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを定期的に見直す必要がある。また、学習成果については、今後ループリック評価表をより効果的に活用することで、これまでの評価内容の妥当性の検討を行う必要性がある。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。

- ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
- ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
- ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

＜区分 基準 II-B-1 の現状＞

各教員は、ディプロマポリシーが達成できるよう編成されたカリキュラムポリシーに従い、科目教育を行っている。具体的な科目概要、目標、成績評価基準はシラバスに掲載している。特に授業初回において、どのように評価するかを必ず説明している。また、定期試験のみでの評価ではなく、学生の学習修得状況を把握するための工夫として、小テスト、レポートなどの課題、グループディスカッションの成果発表など日頃の学習を十分に加味し評価を行っている。特に歯科衛生士に重要な技術習得に関しては、実技試験を取り入れ、学習成果の獲得状況は形成的に把握を行っている。また、授業の最終回には「学生による授業評価」を実施し、その結果を教科担当者へフィードバックを行い授業改善に活用している。

授業内容については、科目間を越えた学習を目指し、授業計画の段階において授業担当者間で意思疎通を図り、調整を行っている。新潟病院での臨床実習も、月 1 回の連絡会議において、学習内容の確認、学習進度の調整、評価の統一、学習成果獲得状況などについて情報共有と共通認識を緊密に図っている。

国家試験対策委員会において学習成果の獲得状況の共有を図り、全教職員で対応できるよう努めている。特に第 3 学年後期においては、国家試験に向けたガイダンスを複数回行い、本学独自の試験、業者主催の模擬試験、補習を実施している。

事務職員については、本学で年に数回開催されている FD・SD 委員会主催の FD・SD 研修会に参加しており、教育系のワークショップや歯科衛生士専任教員講習会、歯科衛生士教育学会、また学生支援業務に関連した研修会やセミナーに参加した教員による報告や、授業方法に関する講義などを通じて職務を遂行するための知識やスキルを共有し、学習成果を認識し、学習成果獲得に貢献し、責任を果たしている。

また、教務委員会、学生委員会、進路指導委員会等にも事務職員が必ず委員として参加しており、そこで報告される学生状況を把握して学生支援に生かし、また、教育課程の改善についても業務の一端を担い、教育目的・目標の達成状況を把握し、就職活動の求人等の資料を学生に提供することにより助言を与え、自身の進路に対して不安を感じている学生に対しては最大限バックアップを行う等、学生支援における職責を果たしている。

事務室窓口は短期大学校舎 1 階の玄関正面にあり、事務職員は校舎に出入りする学生と挨拶を交わして交流を深めている。そのため、日々の学生の様子を観察することができ、体調不良等の学生についても早期に把握することが可能であり、緊密な人間関係を構築できている。学生の成績記録については、学内内規に基づき、定められた期間適切に保管している。

情報機器の利用については、学生が自由に自らのためにコンピュータを利用できるよう、新潟生命歯学部の IT 教室を本学学生にも開放し、授業や試験で使用している場合を除い

て、通年 7:00～23:00、土・日・祝祭日いつでも利用可能な状態にしている。IT 教室には、月～金 9:00～17:00 の間は専門事務職員がおり、学生の学習向上のために支援を行っている。なお、IT 教室の利用については、入学時に行っている新入生オリエンテーションの際に、専門事務職員がガイダンスを実施して利用案内についての説明を行っている。

本学では、インターネットを介した授業支援システムを運用している。授業支援システムには、授業担当者が授業で用いたスライドやプリント、小テストなどの資料を掲載している。学生は、各自に配布された ID 及びパスワードを入力することで各科目にアクセスすることが可能であるため、自宅からでも試験問題や授業の資料を閲覧し、自己学習に必要な情報を得ることができる。授業支援システムには自宅からでもインターネット経由でアクセスできるため、利便性は高いと考える。

IT センターには 106 台の PC が設置されており、第 1 学年が全員同時に「コンピュータ演習」を受講することができる。Word や PowerPoint の基本操作を学び、文書やチラシの作成、歯科保健指導などに活用できるスライドを作成している。

図書館は、新潟生命歯学部と共に用しており、専門事務職員を配置して、学生の学習向上のための支援を行っている。IT 教室と同様に、図書館の利用についても入学時の新入生オリエンテーションの際に、専門事務職員がガイダンスを実施している。図書館の閲覧室には、購入希望図書を記入する用紙を常時設置しており、学生や教職員が希望の図書や参考書の受入れを自由に申し出ることのできるシステムをとっている。さらに、図書館のホームページより蔵書や文献の検索あるいは相互貸借による文献の申し込みをすることができ、教職員、学生ともに無料で文献を取り寄せることができる。また、本学より新潟生命歯学部に設置されている図書委員会に委員として参加しており、学生や教職員の要望等について委員会において提案し、大学全体で学生の学習支援ができる体制をとっている。第 3 学年の歯科衛生研究概論（選択科目）受講者や専攻科生は、図書館に導入されている医中誌 Web、JDreamⅢ、CiNii、最新看護索引 Web などのデータベースによる文献検索方法について、専門のインストラクターによる講習会が年に数回行われており、授業内容に合わせて受講している。また、医学図書館協会や新潟県大学図書館協会に加盟し、図書館相互利用の拡充を図っている。特に新潟県内の大学図書館では、各大学の学生証や身分証明証を提示することで学生や教職員と同じ条件で利用でき、学習や研究面での利便性が向上している。

本学では、各教室にプロジェクターが常設されている。また、事務室に教職員が利用可能なコンピュータが複数台設置されており、授業担当者が授業や実習で活用している。本学の基礎実習室には、設置されている 30 台のユニットすべてにモニターが接続されているため、PC からの映像やスライドなどを学生が自分の実習台で視聴することができる。学生が場所を移動することなく、見たいときに細かな部分まで視聴することができる環境を提供している。また、新しい授業形態の構築のため教職員を対象とした説明会等を開催し、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

[区分 基準 II-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。

- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的数据に基づき学習支援方策を点検している。

＜区分 基準Ⅱ-B-2 の現状＞

入学手続者に対しては、入学後必要な物品や学習準備のための課題を郵送している。入学後すぐに学習活動できるように、『新入生オリエンテーション』として授業支援システムや実習室の説明を行っている。

学習や科目選択のための資料は、シラバスとして配布し、各学期の初めにオリエンテーションを行い学生に周知している。また、科目ごとに授業開始前にシラバスを用いて、科目担当者から当該科目の授業概要、参考書、成績評価の方法、連絡先・オフィスアワーについて説明し、学生への学習の動機付けに焦点を合わせた学習方法の周知を行っている。なお、シラバスや学生便覧は大学ホームページ上で公開している。

選択科目については、前学期（全学年）終了時、学生に対し担当教員が直接科目についての説明を行う時間を設けている。また、学生によってスキルの異なるコンピュータ実習は、アンケート調査によって初級と中級に振り分けを行っている。

教務委員会にリメディアル教育検討部会を設置して入学時の基礎学力不足の学生への対応を検討し、今年度入学生より入学前教育プログラムを導入し入学前からの学習支援を図っている。

学力不足が認められた学生に対しては、クラス主任・副主任が、授業担当者に課題等の提出を依頼して、学習機会を設けている。定期試験で成績不振だった学生に対しては、再試験前に補習などの学習を行う時間を設けて、学力向上を図っている。

国家試験受験に対し基礎学力不足の学生に対しては、第2学年から模擬試験を実施して自己学習を促している。さらに成績下位の学生には、早期に多数の教員による個別指導を行って学力の向上を図っている。国家試験対策委員会において、学生の進捗状況や個別指導のマッチングなどに関し、定期的な見直しを図るよう努めている。

学生の学習上の問題については、科目担当者やクラス主任・副主任などが相談にのっている。一方、自己学習の進度の早い学生には、参考問題や参考図書を紹介し、より深い知

識を得られるよう学習支援を行っている。

学生生活での悩み・相談については、学内に学生相談員 2 名をおき、匿名での相談も受ける体制をとっている。また、新潟生命歯学部と同一キャンパスにあることから新潟キャンパスとして専門の臨床心理士に依頼して相談室を設け、気軽に相談できるよう体制を整えている。

卒業後の進路に関する相談・アドバイスについては、進路指導委員長やクラス主任・副主任がこれに当たり、適切に指導助言を行っている。事務職員も事務室の窓口業務を通じて学生と対話しており、短期大学全体で学生の学業・学生生活・卒業後の進路指導に当たっている。

日本歯科大学新潟短期大学は独自の姉妹校を持たないが、日本歯科大学には多数の国際姉妹校・協定校がある。本学学生からの留学希望があれば、留学先の検討は可能であるが、現在までに留学希望者は出ていない。また、海外からの留学希望者もいない。

[区分 基準 II-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受け入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準 II-B-3 の現状>

学生生活を支援するための組織は、クラス主任・副主任を中心に学生委員会、進路指導委員会、学生相談員の配置などあらゆる組織の体制で行っている。クラス主任及び副主任は、入学から卒業までの 3 年間を通して変わることなくクラスを担当し、学生の学習成果獲得及び学生生活に対するきめ細やかな一貫した支援をしている。

新潟生命歯学部には、文化部・運動部・学術部など数多くのクラブがあり、本学学生も

新潟生命歯学部学生と合同で活動を行っている。毎年開催されている全国歯科学生総合体育大会の競技に、歯科衛生学科の学生も参加し、バドミントン競技やスキー競技で優秀な成績を残している。

また、本学独自のクラブとして学生が発足させた「生け花同好会」があり、新潟生命歯学部学生も参加している。やや部員数が少ないため、クラブ活動加入率を上げ、本学のクラブ活動全体の活性化につなげる工夫を検討している。

新潟生命歯学部と共同で開催される学園祭「浜浦祭」は、毎年 6 月中旬の土・日曜日の 2 日間開催されている。本学学生は「浜浦祭」で新潟生命歯学部学生と共に「無料歯科相談」を主催して活動を行っており、短期大学としての「模擬店」も出店している。「無料歯科相談」には、近隣地域に居住する子どもから高齢者までの多くの人が参加する。学生主体で運営されているが、出店準備費として本学からは補助金を支出支援している。

薬物中毒の防止、悪徳商法への対応、年金などの講習会受講などを新潟生命歯学部学生と共同で新潟キャンパスの行事として行っている。

学生の自己学習等の支援では、多目的室（コピー機やインターネット接続のための学内 LAN 設備、電源などが設置）や図書館の学習室などを開放している。

学生の休息や相談・指導には、空き教室の利用、1 階ロビーや 3 階廊下にソファーを置き対応している。

学生の急病対策としては併設されている医科病院での対応が適宜できるようになっている。

学習用品や食料品の購入及び食事などは、新潟キャンパス全体として歯科用売店やコンビニエンスストア、学生食堂が利用できる。歯科用売店は新潟生命歯学部 8 号館入り口、コンビニエンスストアは新潟病院に 1 店舗ずつ設置されている。

短期大学が設置する学生寮はなく、委託寮 3 棟を現在短大寮として使用している。また、寮自体には管理人は常駐していないが、本学教員が舍監として管理している。

通学については、本学はバスが新潟駅から約 25 分、バス停下車後徒歩約 1 分と至便の地にあり、また JR についても最寄りの駅から徒歩約 10 分という環境にあることから、通学バスは運行しておらず、また学生用駐車場はスペースと安全面の関係から原則自動車による通学を禁止しているため、設置していない。近隣の委託寮やアパートに住む学生は、自転車で通学する者も多く、駐輪場を本学校舎の周辺に設置し、多くの学生が利用している。

平成 30 年度に、日本学生支援機構奨学金の経済的支援を受けていた学生数は、歯科衛生学科在籍学生数 180 名中 76 名で、これは在籍学生の約 42% にあたる。この他新潟県や新潟市等の奨学金についても広く周知を行っている。また、日本歯科大学はクレジットカード会社と提携して独自の学費ローンを設定している。

また、オープンキャンパスでは参加者に対して日本学生支援機構の奨学金を中心に説明しており、高校において予約することを勧めている。日本歯科大学新潟短期大学独自の奨学金はないが、新潟県や新潟市等自治体の各種奨学金について、希望があれば申請手続きを支援する。また、求人先からの奨学金もある。

日本歯科大学新潟短期大学では、経済的に困難な学生に対しては、学費納入期限の延期や分納処置など、個々の学生の事情にあわせて適宜学生が納得できる対応をしている。一方、各学年の学術優秀者 3 名には、表彰するとともに学術奨励賞（10 万円 1 名、5 万円 2

名）を支給している。

学生の健康管理については、毎年6月に大学附属の医科病院において定期健康診断を行っており、再検査等が必要な場合も医科病院での受診が可能となっている。

また、第2学年の10月からは病院実習があることから、B型肝炎感染予防のため血液抗体検査や結核の検査を行って、ワクチンの予防接種等を行っている。また、季節的には希望者に対してインフルエンザの予防接種を実施している。

体調面のケアに関してはクラス担任が対応し、必要があれば医科病院で対応することとなっており、持病のある学生については継続的な診察と経過観察が行われる。

また、本学では、安全な学生生活を送れるよう安全面には万全を期しているが、大学生活ではこれまでと違い行動範囲も広くなり身の周りの危険性も増大してくることから、万が一の事故に対する備えとして、より充実した保険制度である本学独自の学生総合保険制度を設けている。この保険制度は、全員加入であり、正課の授業を含む24時間中の不慮の事故による負傷や賠償責任、臨床実習中の針刺し事故等による感染症予防費用、医療関連実習中の事故等による賠償責任が補償される。

その他、任意加入の保険制度として、病気を含む入通院の治療費用実費、扶養者の不慮の事故による万一の場合の学資費用、その他（救援者費用等）の補償も設けられている。

本制度は、一般より安い保険料で補償を受けることができ、学内の事故に限らず、学外での事故も補償されるものである。

平成19年度からは新潟キャンパス敷地内を全面禁煙としたが、その目的は①学生の学習環境や教職員の労働環境を整えること（特に受動喫煙を防止した学習環境を整える）、②医療従事者としての意識向上（喫煙と口腔疾患の関連は明確であり、口腔疾患の予防と治療効果向上のため、患者に禁煙指導を行う立場にある喫煙者が禁煙指導をすることは困難）である。その目的達成のため、定期的な禁煙教育の実施と喫煙者に対する禁煙支援事業として、医師・歯科医師のコンサルテーション、ニコチンパッチなどの無償提供などを行っている。

学生の悩みや相談に対してはクラス主任・副主任を中心となっているが、必要に応じて学生委員会のメンバーも支援を行っている。加えて学内に学生相談員として教員・事務職員2名をおき隨時相談に応じている。また、新潟キャンパスとして嘱託のカウンセラー（臨床心理士）がおり、決められた日時に予約をとり面談（電話、対面）を行っている。各種ハラスメントについての相談体制も整えており、ハラスメント相談員を2名設置している。これらの学生支援情報については、学生便覧にて広く周知を行っている。

一般的な生活指導については、学生課長を中心に主にクラス主任と副主任が指導・相談を行っている。年に1・2度、学生との個人面談を行い、学生の悩みなどを直接一対一で聞き取り、一人で抱え込まないよう細かい指導を行っている。

さらに、学生の施設・教育に対する要望などを聞くために学長懇談会を実施している。短大側からは学長・学生課長・クラス主任・クラス副主任が出席し、学生は自己紹介と大学への要望を話し、学長がそれに応えるフリートーキングという形で意見交換を行っている。学長懇談会は対面方式で、20人単位で3回に分けて実施した。学長は学生の要望を実現可能なものと不可能なものに峻別し、可能なものは担当部署で検討するよう指示している。

留学生への支援については在籍がないため、対策等を考えていない。今後海外からの留学希望があった場合はその対策を早急に考える必要がある。

障害者への支援体制は現在組織化していないが、発達障害などを持つ学生に対しての支援は、関係する教職員が学外での研修会やオンラインによる情報交換会の参加により個々のスキルアップを図り、対応している。

本学の使命は高度な歯科衛生士の養成であり、社会における生涯学習センターとして機能することである。社会人の再就職支援という観点から多数の社会人が入学することを期待している。

学生の社会的活動では、例年は地域活動やボランティア活動に積極的に参加するよう促し、開催地への派遣の際には担当教員が引率し、学生が参加しやすいよう環境整備を行っている。

これらの地域活動やボランティアに参加した学生については、本学独自に実施している卒業時の学長表彰への推薦に活用しており、評価している。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

学生は歯科衛生士になることを目的として入学している。そのため、早期段階で様々な現場で活躍する卒業生による特別授業や、新潟病院体験実習を取り入れ、キャリア教育を行っている。このように本学で身近に歯科医療を感じながら学び、生活することがキャリア教育に繋がっている。

卒業後の進路には進学と就職がある。進学先は、本学専攻科あるいは4年制大学への編入などであり、就職先は病院・歯科診療所・企業・保健所・行政機関などである。進路選択の支援は進路指導委員会がその中心的組織であり、クラス主任・副主任及び事務職員が委員に加わりその任にあたっている。進路指導委員会では、就職希望者に求人票の読み方や面接の心構え、就職活動の手順、労働関係法規の概要などを説明している。

学生への就職情報は学内の専用掲示板や専用ファイルを事務室前に設置している。求人情報は全件をファイリングし、いつでも希望者は求人票を閲覧することができるようになっている。なお、事務職員や進路指導委員長は、常時ロビーや空き教室で進路支援や相談を行っている。

求人状況や内定状況は月例でハローワーク新潟に報告し、担当者から本学に求人票が提出されていない分の求人状況等の情報を得ている。また、この情報は進路指導委員会報告として月例教授会で報告され、すべての教職員の情報の共有化を図っている。

卒業時の就職状況は、進路指導委員会でデータをまとめており、就職活動開始前に学生に提示するほか、病院実習前の保護者説明会やオープンキャンパスでもこのデータをもとに学生の学習・就職支援に役立てている。

年度末である毎年3月に新潟県歯科医師会が主催する「医育機関との懇談会」に参加し、新潟県内の歯科衛生士養成機関の進路指導担当者と求人状況などについて意見交換を行っている。本学からは進路指導委員長が参加し、初任給や求人状況などのデータの集計表をもとに、雇用関係や歯科衛生士の学生募集対策、歯科医師会と連携した社会貢献活動などについて話し合い、学生への就職支援に役立てている。

進学希望者には、希望先の現役学生（本学卒業生）と連絡をとり、進学についての説明や質問を受ける機会を設けて、進路指導委員会委員が個別指導を行っている。

さらに本学では、第2学年の夏期休業期間を利用して「歯科医院見学」を推奨し希望者に実施している。学生は、見学受け入れ可能である歯科医院から希望の医院を選択し、直接学生自ら連絡をとり、見学に行く。電話応対の指導などは進路指導委員会で行い、第3学年時の就職活動に役立たせている。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

ここ数年の間に、学生の成績のヒストグラムが正規分布だったものが二峰性に分散してきた。成績下位の学生と面談した結果、「これまで学習する生活習慣がなかった。」、「学習する方法がわからない。」などの問題点が明らかとなった。そのため、学習習慣の形成や学習方法について全学的な指導システムの構築が必要と考えている。

経済的な支援を要する学生に対しては、本学の許可を得た上で、学業に支障が出ないことを条件にアルバイトを認めている（本学ではアルバイトの奨励はしていない）。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学では、教育の理念、教育の目的及び教育の目標を達成できるよう教員組織を編成しており、平成30年度においては、短期大学設置基準に定める教員数（12名）を充足するとともに、歯科衛生士学校養成所指定規則に基づく教員数を充たしている。

専任教員の職位は、日本歯科大学新潟短期大学教員選考資格基準に基づき明確に定められており、短期大学設置基準の規定を満たし、その公表を行っている。

教員の配置については、教育課程編成・実施の方針に基づき、学長を除き専任教員は14名配置されており、内訳は、教授4名（歯科医師3名）、准教授5名（歯科衛生士3名）、講師3名（歯科衛生士3名）、助教2名（歯科衛生士2名）、非常勤教員は34名配置しており、内訳は、日本歯科大学新潟生命歯学部併任講師27名、外部非常勤講師7名となっている。また、必要に応じて補助教員等を配置するよう配慮している。非常勤教員の採用についても、短期大学設置基準を遵守し実施している。

以上のとおり、教員の人事に関する取扱いに関しては、各種関連法令、就業規則、及び学内関連規程に基づき適正に行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。

- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (10) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

＜区分 基準III-A-2 の現状＞

専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、研修会参加等）は、教員個人の研究活動だけではなく、学内外の研究者との共同研究も行われており、その成果については、毎年度、全専任教員より活動状況報告書として提出されている。また、当該活動状況については、最新情報をホームページ上で公開している。

科学研究費助成事業については、専任教員全員が応募申請することを原則としており、平成29年度は2件（新規1件、継続1件）、平成30年度は1件（継続1件）採択されている。

教員の研究活動に関しては、学校法人日本歯科大学における学術研究に係る不正行為の防止等に関する規程、日本歯科大学新潟短期大学共同研究委員会規程、日本歯科大学新潟短期大学研究倫理規程、日本歯科大学新潟短期大学利益相反管理規程、日本歯科大学新潟短期大学における公的研究費の取扱いに関する規程、日本歯科大学新潟短期大学公的研究費不正行為調査委員会規程、日本歯科大学新潟短期大学不正防止計画推進委員会規程、日本歯科大学新潟短期大学公的研究費補助金内部監査要項、日本歯科大学新潟短期大学における競争的資金に係る間接経費の取扱い要項などで研究者が研究を行ううえで遵守すべき行動や態度を示すとともに、研究倫理に関する講習会等を定期的に開催し、学術研究が適切な方法で進められその信頼性と公平性が確保されているかを確認できる体制を整えている。

教員の研究成果を発表する機会は、学内では毎年2月に開催している歯科衛生研究会があり、日本歯科大学内ではOdontology及び日本歯科大学紀要などがある。学外では日本歯科衛生学会及び日本歯科医学教育学会などがあり、それぞれの専門学会において論文投稿や発表がなされている。歯科衛生研究会は本学独自に始めた研究会で、本学卒業生や専攻科生を中心に歯科衛生士の研究発表の場を確保する目的で開催している。また、最近ではシンポジウム形式での学生のキャリア教育などを兼ねた歯科衛生士業務に関する課題を行っている。

研究活動は日本歯科大学新潟短期大学内の共同研究室や実習室で行うばかりではなく、日本歯科大学新潟生命歯学部の施設である先端研究センターや共同研究を行う各講座の研究施設や設備を使用することができる。各研究室（含教授室）には、パソコンやプリンター等が設置され、インターネット回線に対応した学内LAN環境を構築し、教育研究活動に貢

献している。なお、研究環境については研究者の意向を可能な限り反映させ、隨時環境整備を行っている。

研究については、教員間での業務量の評価を適宜行い、研究活動に専念することができる体制を整えている。研修については、教授会やFD・SD委員会が主体となって計画し、FD・SDワークショップや講演会などに参加するよう積極的に情報を発信している。専任教職員を対象としたFD・SD研修活動は、日本歯科大学新潟短期大学FD・SD委員会規程に基づき、全員参加を原則として年に数回行っている。教職員が外部で参加した研修内容のフィードバックを兼ねたテーマなど、その都度必要と考えられる内容としており、FD・SD研修会で報告のうえ、教育内容や学生サービスの発展と向上のため反映させている。また、歯科衛生士教員に対しては全国歯科衛生士教育協議会主催の歯科衛生士専任教員講習会の受講を大学として支援しており、受講した教員には認定証が授与されている。さらに、日本歯科衛生士会の認定歯科衛生士資格取得のための講習会受講に対しても大学が支援を行っている。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等は、学内関連規程に基づき運用されている。

学習成果や学生状況は定例で開催される教務委員会、学生委員会、進路指導委員会、病院実習教育検討委員会、国家試験対策委員会などで報告のうえ協議し、関係教職員及び関連部署に指導方針などの情報共有を図っており、各委員会より定例教授会に報告のうえ全教職員に周知徹底されている。また、日常的に学内各部署とのコミュニケーションを深め、連携強化を図っている。

[区分 基準III-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に發揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (7) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
①事務職員（専門的職員等を含む）は、SD活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準III-A-3 の現状>

事務組織の責任体制は、学校法人日本歯科大学の組織・職務権限に関する諸規程において明確にされており、各職員は事務を掌る専門的な職能を有している。本学の事務組織は、専任教職員3名と法人及び新潟生命歯学部事務部の兼任職員で構成されており、専任教職員については事務部長を責任者として日常業務を行っている。

専任事務職員3名は他部署での職務経験があり、専門的知識を有している。そのため、それぞれの経験が業務に生かされるよう業務分担を行っている。また、事務室は短期大学校舎1階の玄関正面にあり、事務職員は校舎に入りする学生と挨拶を交わし交流を深めている。そのため、体調不良の学生についても把握することが可能であり、良好な人間関係を構築できている。

事務関係については、日本歯科大学新潟短期大学組織規程及び日本歯科大学新潟短期大学事務分掌規程の両規程により事務の職務内容が定められている。また、事務職員の採用及び昇任については、日本歯科大学新潟短期大学職員の採用に関する規程及び日本歯科大学新潟短期大学職員の昇任に関する規程の両規程により適正に運用されている。

事務室は設置基準を満たしており、施設及び設備の老朽化に関しては、機能改善のための修繕を行っている。各事務職員は専用のパソコンを有しており、情報機器を用いて日々の業務を行っている。成績管理システムが導入されているパソコンはインターネットとの接続はされておらず、独立した成績処理専用のものとしている。その他備品等についても適宜補充し、整備されている。

防災対策については定期的な防災訓練の実施、情報セキュリティ対策についてはITセンター所属の専門職員が常時セキュリティ対策を施している。

専任教職員を対象としたFD・SD研修活動は、日本歯科大学新潟短期大学FD・SD規程に基づき、全員参加を原則として年に数回行っており、教職員が一体となって研修活動に取り組んでいる。外部開催の各種研修会にて習得した知識や経験については、その内容を学内へ還元しており、学内業務や事務業務の改善により事務職員の能力開発に活用されている。また、必要に応じて日本歯科大学新潟生命歯学部SDにも参加し、短大でのフィードバックを行っている。上記活動により、職員の職務を充実させ、教育研究活動等の支援の充実化を図っている。

日常的な業務の見直しや事務処理の改善については、事務職員間での相互チェックや日々の打合せにより達成されている。3名と少人数であることから情報の共有や連携に問題はなく、良好な関係を築けている。また、毎年度終了時に業務の点検・評価を行っており、適性や業務量などに鑑み業務の見直しや再分配を実施している。

学習成果や学生状況は定例で開催される教務委員会、学生委員会、進路指導委員会、国家試験対策委員会などで報告のうえ協議し、関係教職員及び関連部署に指導方針などの情報共有を図っており、定例教授会に委員会より報告のうえ全教職員に周知徹底されている。また、法人及び新潟生命歯学部との連携についても、毎月定例で開催される新潟事務連絡会議に事務部長が出席のうえ情報を共有し、各部署責任者とコミュニケーションを深め、連携強化を図っている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準III-A-4 の現状>

教職員の人事・労務に関しては、学校法人日本歯科大学就業規則、学校法人日本歯科大学育児休業規程、学校法人日本歯科大学介護休業規程、学校法人日本歯科大学新潟キャンパス安全衛生管理規程、学校法人日本歯科大学新潟キャンパスストレスチェック制度実施規程、日本歯科大学新潟短期大学ハラスメントの防止等に関する規程等の就業に関する諸規程を整備し、必要事項を定めている。

就業に関する諸規程が集約された規程集は事務室に常設され、必要がある際は教職員がいつでも閲覧できる状態となっている。就業に関する諸規程に改正等があった場合は、教職員へその趣旨や概要等の周知徹底を図っている。また、入職時オリエンテーションの際に、勤務に関する注意事項等の説明を行っている。

出退勤時は非接触型タイムレコーダーに教職員各自が打刻し、その勤怠データを人事部で一元的に管理しており、勤務状況を常に把握することができる体制を整えている。教職員の就業については、就業に関する諸規程及び各種労働関係法令に基づき、適正な人事管理を行っている。

<テーマ 基準III-A 人的資源の課題>

本学は、ディプロマポリシーの第4項に「国家試験に合格する知識と安全に配慮した的確な技術を有する。」を掲げており、歯科衛生士の3大業務である、歯科予防処置、歯科診療補助、歯科保健指導の実習を充実させるため、特に歯科衛生士教員は多くの授業を担当している。超高齢社会の到来にともない、周術期口腔ケアや訪問歯科診療などが歯科衛生士業務として認識されてきている現状で学生に教育すべき内容も必然的に年々増加しており、同一敷地内に設置されている日本歯科大学新潟病院において、歯科衛生士教員が診療補助を行いながら臨床指導も行っている。また、専攻科歯科衛生学専攻（認定専攻科）の専攻研究の指導も加わるので、3年制の短期大学でありながら、実質的には4年制大学と同等に指導しなければならない状況にある。教育、研究、臨床、広報、学生対応等に時間が費やされるため教員の業務量が多くなっており、人的及び時間的余裕が少なっていることが問題点である。

[テーマ 基準III-B 物的資源]

[区分 基準III-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・教育課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指

導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。

- (7) 学科・教育課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

<区分 基準III-B-1 の現状>

本学の校地面積及び校舎面積並びに短期大学設置基準で規定されている本学に必要な校地面積及び校舎面積は、それぞれ以下のとおりである。

本学校地面積	66,972.80 m ²	本学校舎面積(専用)	2,167.49 m ²
本学校地基準面積	1,500.00 m ²	本学校舎基準面積	1,950.00 m ²

以上より、本学は校地の面積及び校舎の面積に関して、短期大学設置基準の規定を充足している。また、新潟キャンパスには日本歯科大学新潟生命歯学部との共用施設が多数設置されており、新潟病院、医科病院、IT センター、図書館、講堂、アイヴィホール、学生食堂、体育館、武道場、グラウンド、テニスコート等の整備のもと、充実した環境で学生生活を送ることが可能となっている。

新潟キャンパスには、体育館、武道場、全天候人工芝グラウンド、テニスコート（ハーフコート）等の各種屋内外運動場が設置されており、適切な面積の運動場を有しているといえる。

新潟キャンパスでは、施設及び建築物等のバリアフリー化を順次進めている。各所に多目的トイレ、スロープボタン、自動開閉式スライド扉、手すり装置等が設置されているが、今後も引き続き計画的に対策していく必要性がある。

教育課程編成・実施の方針及び法令に基づき、講義、演習、実習を実施する各教室、基礎実習室、介護実習室等を設置している。必要に応じて日本歯科大学新潟生命歯学部の各施設も利用することが可能な環境のため、不足することはない。

本学では、通信による教育を行う学科・専攻課程は開設していない。

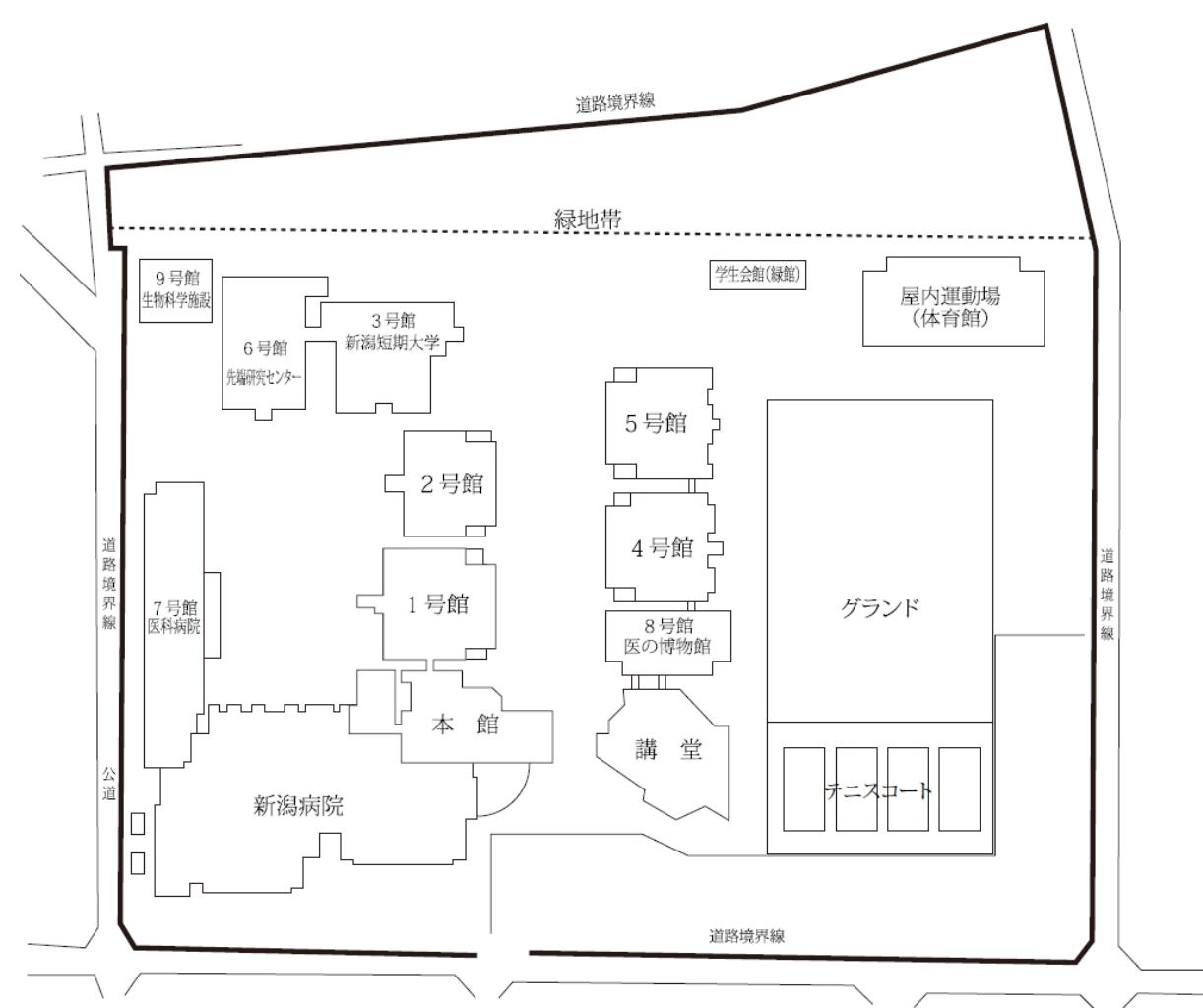
教育課程編成・実施の方針に基づき、全ての教室において、プロジェクター施設及び音響設備を完備しており、教員がパソコンを用いて授業を行う体制は構築されている。各教室及び各実習室内の機器備品類に関しては、学生の学習環境に直結することより、毎年度見直しを行い計画的な入れ替えを実施している。

本学の図書館は、日本歯科大学新潟生命歯学部と共に 904.00 m²あり、学習資源センターとして十分な面積を有している。

図書館の蔵書数は 67,834 冊、受け入れ学術雑誌数は 251 タイトル、視聴覚資料数は 440 種類、閲覧席数は 105 席であり、適切な環境が構築されている。購入図書の選定システム

については、原則として2か月に1回開催される図書委員会(本学教員も委員として委嘱)の運営事項として業者からの見計らい図書や学内利用者からの希望図書等について協議され、購入図書が決定される。廃棄システムについては、理事長の決裁により除籍を行っている。新潟キャンパスに立地している本学図書館は、日本歯科大学新潟生命歯学部との共用施設であり、前述のように学内利用者からの意見を汲み取ったうえで委員会にて選定されているため、参考図書や関連図書は随時購入のうえ整備されている。

新潟キャンパスには、日本歯科大学新潟生命歯学部との共用施設である体育館が設置されており、屋内運動場、ランニングコース、トレーニングルーム、ロッカールーム、シャワールーム等が完備されている。面積も1,733.00 m²であり、適切な面積を有している。



[区分 基準III-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。

- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準III-B-2 の現状>

固定資産、消耗品及び貯蔵品等の取扱いについては、学校法人日本歯科大学経理規程、学校法人日本歯科大学經理事務実施要領、学校法人日本歯科大学物件の調達管理実施要領に明記しており、当該学内規程に基づき、施設設備、消耗品及び貯蔵品等の維持管理を適切に行っている。

教職員及び学生の安全な日常生活を確保するため、火災・地震対策については日本歯科大学新潟キャンパス消防計画書及び防災マニュアルを、防犯対策については学校法人日本歯科大学危機管理規程及び危機管理マニュアルを策定し、各種諸規定の整備を行っている。

新潟キャンパスにおける避難訓練に関しては、消防法に基づき毎年8月と2月の年2回実施しており、本学学生も参加している。防災・防犯警備に関しては、防災監視及び施設管理業務を外部専門業者に委託しており、24時間体制で警備員が常駐のうえ学内巡回を実施している。その他、緊急地震速報受信装置や各所に防犯カメラを設置しており、安全性を確保している。災害時の連絡系統に関しては、全教職員を対象とした緊急連絡網が整備されており、速やかに伝達事項が伝わる体制が構築されている。また、新潟キャンパスでは震災等を想定し、日頃から備蓄品を備えている。

新潟キャンパス内のコンピュータシステムセキュリティ対策については、ITセンターが一元的に管理しており、ファイアウォール等のセキュリティソフトの導入、SPAMメール対策サーバの導入、標的型攻撃メールに関する迅速な情報発信等の取り組みを行っている。サイバー攻撃やマルウェアの手法は日々進化しているため、常に最新の情報をキャッチしネットセキュリティのアップデートを行えるよう、対応を行っている。

省エネルギー・省資源対策として、毎年6月～9月の夏期期間及び11月～3月の冬期期間には、新潟キャンパス内の全ての部門を対象に、節電対策の徹底を呼び掛けている。また、設備面においても、空調設備の高効率化や照明器具のLED化等を順次進めている。

<テーマ 基準III-B 物的資源の課題>

本学3号館では、施設や備品等の老朽化が散見されるため、引き続き定期的修繕を実施していく。

[テーマ 基準III-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準III-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。

- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・教育課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準III-C-1 の現状>

第1学年時に履修するコンピュータ演習の授業では、ITセンターに常設されている106台のパソコンを用いて指導を行っている。また、学生全員が受験する各認定試験は、同じくITセンター内で実施しており、常に最新の設備を用いて学ぶことが可能な環境を構築している。

教職員に対しても、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づき、情報技術に関する研修会やセミナー等の情報を積極的に発信している。

新潟キャンパスには、ITに関する知識とスキルを兼ね備えた専任教職員が複数配置されており、計画的に運営を行っている。常に最新の情報を分析し、適切な状態を維持するよう、全学的に努めている。

本学では、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づき、全教職員が一人一台パソコンを保有しており、その他にも、学生との連絡用、成績管理用、授業支援用等、余裕を持った台数の確保に努めている。各教室は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づき、示説や実習デモ等の視覚素材を発信するための設備やLAN環境が整備されており、学生に対しては無線LANの開放設定を行っている。

本学で導入している授業支援システムは、自宅や学外からでもアクセスすることができ、学年毎の時間割や資料等の閲覧が可能となっている。

コンピュータ教室としてIT教室（パソコン106台完備）、マルチメディア教室として短大基礎実習室（モニター付歯科用ユニット30台完備）を設置しており、本学学生は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づき、常に最先端設備でのメディア授業受講が可能となっている。

<テーマ 基準III-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

今後も継続してIT化を検討していく。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

法人全体の過去3年間の財政について、資金収支計算書の収支差額は、平成28年度68億9,945万円の支出超過、平成29年度9億3,218万円の収入超過、平成30年度1億9,277万円の支出超過であり、平成29年度を除いて、過去2年間支出超過である。事業活動収支計算書の経常収支差額は、平成28年度2億3,656万円の支出超過、平成29年度6,458万円の支出超過、平成30年度2億1,615万円の支出超過であり、過去3年間支出超過である。支出超過に至る主な要因は、施設設備引当特定資産への繰入を行ったためである。平成30年度末の貸借対照表について、資産の部は、施設設備整備引当特定資産200億円等の特定資産の他、有価証券211億5,082万円、長期定期預金10億円等の固定資産と現金預金75億5,144万円の金融資産を保有している。負債の部は、退職給与引当金（期末要支給額

100%) や前受金等であり、借入金が無く、財政基盤が健全に推移している。

新潟短期大学の財政について、入学定員充足率は、過去3年間定員充足率100%以上を維持しているため、学生生徒等納付金収入が安定している。また、教育研究経費は、過去3年間経常収入の20%程度を超過しているため、教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)に対して、十分に資金配分している。寄付金の募集及び学校債の発行は、現時点では募集及び発行を予定していない。資産運用については、資産運用規程に基づいて、元本毀損リスクが低く、為替変動リスクが低い定期預金、債券等を運用して、安定した運用収入を確保している。公認会計士の監査については、月次監査を行い、適正に対応している。

財的資源の管理について、予算策定に合わせて事業計画(短期・中期)の提出を求めて、提出内容を集約した上で検討会議を開催している。事業計画(短期・中期)の採択決定後、月次予算管理の上、適正に執行している。日常的な出納業務は、入金伝票、出金伝票、振替伝票を起票した上で、現金預金の日次処理を実施して、現金預金の照合を行っている。また、資産及び資金(有価証券等)の管理運用は、資産等の管理台帳に記録して、安全かつ適正に管理している。資産残高は、四半期毎に理事長に報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営(改善)計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費(人件費、施設設備費)のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができている。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

学校法人日本歯科大学は明治40年の創立以来、建学の精神を「自主独立」、建学の目的を「学・技両全にして人格高尚なる歯科医師の養成」としており、この創立者の精神は、今も脈々と継承されている。本学も、建学の精神は同じく「自主独立」であり、建学の精神に基づき教育活動を展開している。学校法人日本歯科大学事業計画書では、短期大学においての目的を、「歯科技工又は歯科衛生に関する専門の知識・技術を教授研究し、豊かな教養と人格を備えた高度な医療技術者を育成し、もって国民の保健医療の向上に寄与することを使命とする。よって、最新の講義と基礎・臨床実習をとおして歯科医療に関する最新の専門的な知識、技術、対応及び倫理観を総合的に会得し、歯科医療における高度な歯科技工分野又は歯科衛生分野の教育を学ぶことにより、医療人としての豊かな人間性を身に付けて、チーム歯科医療により、国民の口腔機能の増進、歯科保健の増進に大きく寄与す

る医療人を育成する。」と明確に設定している。

本学では、各種アンケート、高校訪問時の意見聴取、各種資格取得率、歯科衛生士国家試験合格率、就職率等の結果から、客観的に分析を行っており、改善を図っている。

本学の強みは、今まで我が国歯科医療界に積み上げた実績のもと、これから歯科医療の方向性を見据え、全身と口腔の関わりを重視した教育を実施していることである。同一キャンパスにある新潟病院での病院実習では、講義や基礎実習に即した臨床教育を行っており、学生が修得した知識と技能は、新潟病院での実習にそのまま直結するものとなっている。また、全国の歯科大学に先駆けていち早く開始した訪問歯科診療においては、本学学生もチームの一員として実習に参加して在宅歯科医療の重要性を学んでいる。歯科衛生学科卒業後にはさらなる知識と技術を修得するための専攻科も設置されており、リーダーシップをもって地域社会に貢献できる歯科衛生士の育成を目指している。本学は、平成30年度も歯科衛生士国家試験合格率100%を達成し、開学以来合格率100%を維持している。

一方、本学の弱みは、一部の施設・設備の老朽化と少子化による受験者数の減少が挙げられる。施設・設備の老朽化については、計画的修繕を行っている。また、学生募集対策については、広報活動の強化、オープンキャンパスの充実、高校訪問の実施、進学相談会への参加を行っている。今後も、学生募集対策の模索を継続していく。

学生募集対策と学納金計画について、過去3年間定員充足率100%以上を安定して維持しているため学生生徒等納付金収入は安定している。本学では、全学的に学生確保に向け注力している。人事計画については、各種基準を満たし、学内教職員の年齢構成に鑑み計画的な人材育成及び人材確保を目指している。施設設備の将来計画については、建築物や設備備品等の老朽化が進んでいるため、対応を検討している。外部資金の獲得については、科学研究費等の競争的資金の獲得支援を積極的に行っている。また、本学は遊休資産を保有していない。

学校法人日本歯科大学ホームページ上では経営に関する情報が公開されており、全学的に危機意識が共有されている。

＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題＞

法人全体としての財政基盤は安定しているが、新潟短期大学では過去3年間支出超過が続いている。しかし、新潟短期大学については、単科の短期大学であり規模が小さいため、単独での黒字化は期待していない。新潟キャンパス内の新潟生命歯学部及び新潟病院所属の教員が多数兼務していることより、問題はないと考えている。また、新潟短期大学は過去3年間定員充足率100%以上を維持しており学生生徒等納付金収入が安定しているものの、学生確保に向け工夫が求められる。

【基準IV リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップ]

[区分 基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準IV-A-1 の現状>

理事長は、本学を含む学校法人の運営全般について、次のとおりリーダーシップを適切に発揮している。理事長は、本法人設立者の相続人の一人であり、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を最もよく理解していることから、長年に渡り本法人の発展に寄与してきた。

また、寄附行為に規定されているとおり、本法人を代表し、その業務を総理している。

理事長は、毎会計年度終了後2月以内に監事及び公認会計士の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業の実績を評議員会に報告のうえ意見を求めている。

理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として次のとおり適切に運営している。本法人は、理事をもって組織する理事会を置き、学校法人の意思決定機関としての役割を果たすため必要な業務を決し、理事長及び他の全理事の職務の執行を監督している。

理事会は、理事長が招集し、全ての理事会において議長を務めている。

理事会は、運営する大学及び短期大学ごとに受審体制を組織するなどの役割を果たし、適切な認証評価の実施に責任を負っている。

また、運営する短期大学の発展のため、積極的に必要な情報の収集を行っている。

理事会は、短期大学の運営に関し、学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準等の関連法令について法的な責任があることの共通認識を持っており、学校法人及び運営する大学並びに短期大学に関し、寄附行為をはじめとする必要な各種規程の制定、改正等の整備を適正に行っている。

本法人の理事は、私立学校法及び本法人の寄附行為に基づき、次のとおり適切に構成されている。理事は、本法人の建学の精神である「自主独立」を理解し、本法人の健全な経営についての学識及び見識を有する者の中から、私立学校法の規定に基づき適正に選任されている。また、本法人の役員の解任及び退任について、学校教育法の規定が寄附行為に準用されている。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

本テーマに関する課題は見当たらない。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを發揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参照して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する

事項がある場合には、その規程を有している。

- ⑤ 教授会の議事録を整備している。
- ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

＜区分 基準IV-B-1 の現状＞

学長は、建学の精神に基づきリーダーシップを発揮し、次のとおり短期大学の運営全般を担っている。学長は、教学運営においての最高責任者として教育の質の保証に努めている。本学では、日本歯科大学新潟短期大学学則に基づき教授会が設置され、日本歯科大学新潟短期大学教授会規程に基づき学長が議長となり、大学運営に関わる重要事項を審議のうえ議決している。また、出席者から述べられた意見や各学内委員会からの報告を受け、学長はその権限と責任において総合的に判断し、最終的な決定を行っている。

学長は、人格が高潔で学識に優れ、かつ、大学運営に関する識見を有しており、建学の精神に基づき教育や研究を推進し、日本歯科大学新潟短期大学の向上と充実に向か、日々教職員と協働し努力を続けている。

学生の賞罰等に関しては、日本歯科大学新潟短期大学学則、日本歯科大学新潟短期大学学生指導規程、日本歯科大学新潟短期大学教授会規程及び日本歯科大学新潟短期大学不正行為取扱規程で定めている。

学長選考は、日本歯科大学新潟短期大学学長選考に関する規程に基づき理事会が行い、評議員会に諮問のうえ決定している。理事長名によって任命された学長は、校務を掌り所属する教職員を総督しており、教学運営の職務を遂行している。

学長は、日本歯科大学新潟短期大学学則及び日本歯科大学新潟短期大学教授会規程に基づき教授会を開催しており、次のとおり短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

審議事項及び諮問事項は、日本歯科大学新潟短期大学学則及び日本歯科大学新潟短期大学教授会規程で定められており、審議のうえ議決されている。学長のリーダーシップのもと、教授会では日本歯科大学新潟短期大学教授会規程の評価と見直しを定期的に行っており、教授会の構成員は、意見を述べる事項を把握している。また、学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び教育研究に関する重要事項等について、教授会の意見を聴いたうえで決定している。

教授会は、日本歯科大学新潟短期大学教授会規程に基づき学長が毎月1回招集しており、必要に応じて臨時教授会を招集することができる。また、教授会の議事録は、事務室に保管している。

学習成果の評価及び三つの方針の見直しについては教授会で定期的に諮られており、共通認識を形成している。

学長は、日本歯科大学新潟短期大学組織規程及び各種委員会規程に基づき、教授会の下に教育上の各種委員会及び小委員会を設置している。毎月1回招集される定例教授会で各種委員会及び小委員会の議事録内容が報告されており、学内での情報は常に共有され、適切に運営されている。

＜テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題＞

本テーマに関する課題は見当たらない。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

＜区分 基準IV-C-1 の現状＞

本法人の監事は、寄附行為の規定に基づき、本法人の業務及び財産の状況について適宜監査しており、理事会及び評議員会に出席し、意見を述べている。

また、本法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

＜区分 基準IV-C-2 の現状＞

本法人の評議員会は、寄附行為の規定に基づき、理事の定数である 5 人に対し、2 倍を超える数である 11 人の評議員をもって組織されており、私立学校法の評議員会規定に従い適正に運営されている。

また、各評議員は、本法人の運営業務に関する重要事項について、多様な意見を述べている。

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している

＜区分 基準IV-C-3 の現状＞

本学の教育研究活動等の状況に関しては、学校教育法施行規則の規定に基づき、本学ホ

ームページにおいて公表している。また、私立学校法の規定に基づき、適切に財務情報を公開している。

＜テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題＞

本テーマに関する課題は見当たらない。